

「品川区立公園条例の一部を改正する条例」について

1. 経緯

八潮北公園において、フットサル場（兼庭球場）およびスケートボード場を新たに整備し、有料施設とすることから、公園条例の一部を改正し使用料を定める。

2. 使用料

①フットサル場

区分		利用料金 (2時間)	摘要
フットサル場として 使用	区内チーム	小学生以下	700円
		中学生以上	1,400円
	区外チーム	小学生以下	1,400円
		中学生以上	2,800円
庭球場として使用	区内チーム	1,400円	1面につき
	区外チーム	2,800円	

②スケートボード場

区分		利用料金 (全日)	摘要
区民等	小学生以下	100円	1人につき
	中学生以上	200円	
区民等以外	小学生以下	200円	
	中学生以上	400円	

※「区民等」とは、区内に住所を有し、勤務し、または在学する者をいう。

③付帯設備

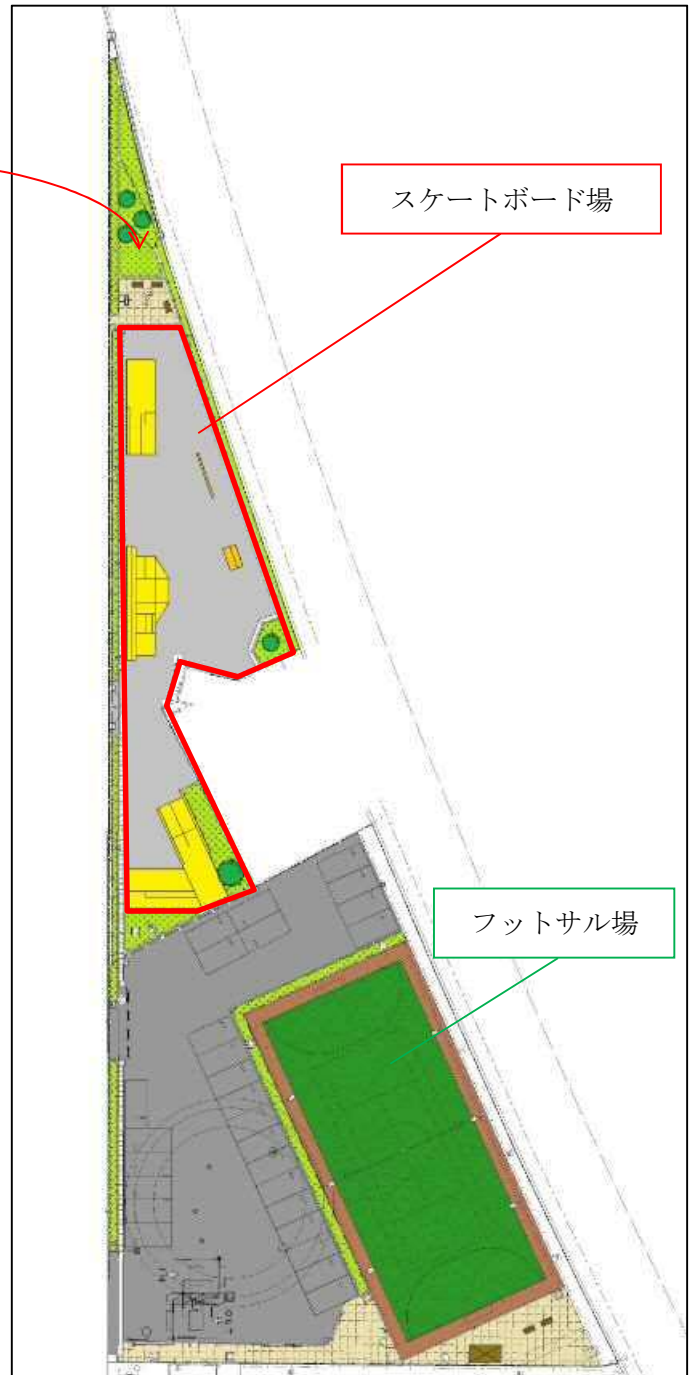
フットサル場の夜の夜間照明	1面・1時間につき	600円
---------------	-----------	------

3. 改修計画図

位置図



改修計画図



4. 改修スケジュール

- | | |
|--------|------------|
| 10月31日 | 工事竣工 |
| 〃 | オープン準備 |
| 11月20日 | オープン（条例施行） |

新旧対照表

○品川区立公園条例

新						旧									
別表第3（第16条関係） （1）有料施設 ア 軟式野球場、庭球場等						別表第3（第16条関係） （1）有料施設 ア 軟式野球場、庭球場等									
施設		区分		時間ぎめ		概要		施設		区分		時間ぎめ		概要	
軟式野 球場	野球場と して使用 する場合	区内チ ーム		2時間	1,500円	1面につき		軟式野 球場	野球場と して使用 する場合	区内チ ーム		2時間	1,500円	1面につき	
		区外チ ーム		2時間	3,000円					区外チ ーム		2時間	3,000円		
サッカー 場等とし て使用す る場合 (1)		区内チ ーム	小学生 以下	2時間	1,500円	1面につき		サッカー 場等とし て使用す る場合 (1)		区内チ ーム	小学生 以下	2時間	1,500円	1面につき	
			中学生 以上	2時間	3,000円						中学生 以上		2時間	3,000円	
		区外チ ーム	小学生 以下	2時間	3,000円					区外チ ーム	小学生 以下	2時間	3,000円		
			中学生 以上	2時間	6,000円						中学生 以上		2時間	6,000円	
サッカー 場等とし て使用す る場合 (2)		区内チ ーム	小学生 以下	2時間	750円	1面につき		サッカー 場等とし て使用す る場合 (2)		区内チ ーム	小学生 以下	2時間	750円	1面につき	
			中学生 以上	2時間	1,500円						中学生 以上		2時間	1,500円	
		区外チ ーム	小学生 以下	2時間	1,500円					区外チ ーム	小学生 以下	2時間	1,500円		
			中学生 以上	2時間	3,000円						中学生 以上		2時間	3,000円	
軟式こ ども野 球場	野球場と して使用 する場合 (1)	区内チ ーム	小学生 以下	2時間	500円	1面につき		軟式こ ども野 球場	野球場と して使用 する場合 (1)	区内チ ーム	小学生 以下	2時間	500円	1面につき	
			中学生 以上	2時間	1,500円						中学生 以上		2時間	1,500円	
		区外チ ーム	小学生 以下	2時間	1,000円					区外チ ーム	小学生 以下	2時間	1,000円		

新						旧							
			中学生以上	2時間	3,000円				中学生以上	2時間	3,000円		
野球場として使用する場合(2)		区内チーム	小学生以下	2時間	500円	1面につき	野球場として使用する場合(2)		区内チーム	小学生以下	2時間	500円	1面につき
		区外チーム	小学生以下	2時間	1,000円				区外チーム	小学生以下	2時間	1,000円	
サッカー場等として使用する場合		区内チーム	小学生以下	2時間	500円	1面につき	サッカー場等として使用する場合		区内チーム	小学生以下	2時間	500円	1面につき
			中学生以上	2時間	1,500円					中学生以上	2時間	1,500円	
		区外チーム	小学生以下	2時間	1,000円				区外チーム	小学生以下	2時間	1,000円	
			中学生以上	2時間	3,000円					中学生以上	2時間	3,000円	
グラウンドゴルフ場として使用する場合		区内チーム		2時間	1,500円	1面につき	グラウンドゴルフ場として使用する場合		区内チーム		2時間	1,500円	1面につき
		区外チーム		2時間	3,000円				区外チーム		2時間	3,000円	
庭球場(1)		区内チーム		2時間	1,400円	1面につき	庭球場(1)		区内チーム		2時間	1,400円	1面につき
		区外チーム		2時間	2,800円				区外チーム		2時間	2,800円	
庭球場(2)		区内チーム		2時間	1,400円	1面につき	庭球場(2)		区内チーム		2時間	1,400円	1面につき
		区外チームおよび学校		2時間	2,800円				区外チームおよび学校		2時間	2,800円	
フットサル場	フットサル場等として使用する場合	区内チーム	小学生以下	2時間	700円	1面につき			区内チーム	小学生以下	2時間	700円	
			中学生以上	2時間	1,400円					中学生以上	2時間	1,400円	
		区外チーム	小学生以下	2時間	1,400円				区外チーム	小学生以下	2時間	1,400円	

新					旧				
			中学生以上	2時間	2,800円				
	庭球場として使用する場合	区内チーム		2時間	1,400円	1面につき			
		区外チーム		2時間	2,800円				

備考

- 「区内チーム」とは、区内に住所を有する者または区内に事務所等を有するチームもしくは区内に住所を有する者を主たる構成員とするチームをいう。
- 「区外チーム」とは、区内チーム以外のチームをいう。
- 「サッカー場等として使用する場合(1)」および「サッカー場等として使用する場合(2)」の別は、規則で定める。
- 「野球場として使用する場合(1)」および「野球場として使用する場合(2)」の別は、規則で定める。
- 「庭球場(1)」および「庭球場(2)」の別は、規則で定める。
- 「学校」とは、学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する学校で、区内に所在地を有するものをいう。

イ 弓道場

区分	午前(9時~12時)	午後(1時~5時)	夜間(5時30分~9時)	午前・午後(9時~5時)
貸切り	1,500円	2,000円	2,500円	4,000円

個人で使用する場合は、1人につき1時間100円とする。

ウ 水泳場

区分	午前(9時30分~12時30分)	午後(1時15分~4時15分)	夜間(5時~8時)	午前・午後(9時30分~4時15分)	摘要
大人(高校生以上)	400円	400円	400円		1人につき
中学生	200円	200円	200円		1人につ

備考

- 「区内チーム」とは、区内に住所を有する者または区内に事務所等を有するチームもしくは区内に住所を有する者を主たる構成員とするチームをいう。
- 「区外チーム」とは、区内チーム以外のチームをいう。
- 「サッカー場等として使用する場合(1)」および「サッカー場等として使用する場合(2)」の別は、規則で定める。
- 「野球場として使用する場合(1)」および「野球場として使用する場合(2)」の別は、規則で定める。
- 「庭球場(1)」および「庭球場(2)」の別は、規則で定める。
- 「学校」とは、学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する学校で、区内に所在地を有するものをいう。

イ 弓道場

区分	午前(9時~12時)	午後(1時~5時)	夜間(5時30分~9時)	午前・午後(9時~5時)
貸切り	1,500円	2,000円	2,500円	4,000円

個人で使用する場合は、1人につき1時間100円とする。

ウ 水泳場

区分	午前(9時30分~12時30分)	午後(1時15分~4時15分)	夜間(5時~8時)	午前・午後(9時30分~4時15分)	摘要
大人(高校生以上)	400円	400円	400円		1人につき
中学生	200円	200円	200円		1人につ

新				
小学生	100円	100円	100円	1人につき
団体	24,000円	24,000円	48,000円	貸切り

備考 学齢に達しない者については、無料とする。

エ スケートボード場

区分	全日（午前9時～午後9時）	摘要
区民等	小学生以下	100円 1人につき
	中学生以上	200円 1人につき
区民等以外	小学生以下	200円 1人につき
	中学生以上	400円 1人につき

備考 「区民等」とは、区内に住所を有し、勤務し、または在学する者をいう。

オ 多目的広場

区分	午前8時30分～午後0時30分	午後0時30分～午後4時	午後4時～午後7時	午後7時～午後9時
区内チーム	10,400円	9,100円	7,800円	5,200円
区外チームおよび学校	20,800円	18,200円	15,600円	10,400円

備考

- 「区内チーム」とは、区内に住所を有する者または区内に事務所等を有するチームもしくは区内に住所を有する者を主たる構成員とするチームをいう。
- 「区外チーム」とは、区内チーム以外のチームをいう。
- 「学校」とは、学校教育法第1条に規定する学校で、区内に所在地を有するものをいう。

旧				
小学生	100円	100円	100円	1人につき
団体	24,000円	24,000円	48,000円	貸切り

備考 学齢に達しない者については、無料とする。

エ 多目的広場

区分	午前8時30分～午後0時30分	午後0時30分～午後4時	午後4時～午後7時	午後7時～午後9時
区内チーム	10,400円	9,100円	7,800円	5,200円
区外チームおよび学校	20,800円	18,200円	15,600円	10,400円

備考

- 「区内チーム」とは、区内に住所を有する者または区内に事務所等を有するチームもしくは区内に住所を有する者を主たる構成員とするチームをいう。
- 「区外チーム」とは、区内チーム以外のチームをいう。
- 「学校」とは、学校教育法第1条に規定する学校で、区内に所在地を有するものをいう。

新

旧

カ ミーティングルーム

施設	午前9時 ～午前11 時	午前11時 ～午後1 時	午後1時 ～午後3 時	午後3時 ～午後5 時	午後5時 ～午後7 時	午後7時 ～午後9 時
ミーティン グルーム (1)	500円	600円	600円	600円	700円	700円
ミーティン グルーム (2)	300円	400円	400円	400円	450円	450円

備考 「ミーティングルーム(1)」および「ミーティングルーム(2)」の別は、規則で定める。

(2) 付帯設備

軟式野球場および多目的 広場の夜間照明設備	1面・1時間につき	3,500円
庭球場(1)、 <u>庭球場(2)</u> <u>およびフットサル場</u> の夜 間照明設備	1面・1時間につき	600円
コインシャワー	1回につき	100円
コインロッカー	1回につき	10円

付 則

- この条例は、平成29年11月20日から施行する。ただし、次項の規定は、同年8月21日から施行する。
- フットサル場およびスケートボード場の使用について必要な手続は、この条例の施行の日前においても行うことができる。

オ ミーティングルーム

施設	午前9時 ～午前11 時	午前11時 ～午後1 時	午後1時 ～午後3 時	午後3時 ～午後5 時	午後5時 ～午後7 時	午後7時 ～午後9 時
ミーティン グルーム (1)	500円	600円	600円	600円	700円	700円
ミーティン グルーム (2)	300円	400円	400円	400円	450円	450円

備考 「ミーティングルーム(1)」および「ミーティングルーム(2)」の別は、規則で定める。

(2) 付帯設備

軟式野球場および多目的 広場の夜間照明設備	1面・1時間につき	3,500円
庭球場(1) <u>および庭球場</u> <u>(2)</u> の夜間照明設備	1面・1時間につき	600円
コインシャワー	1回につき	100円
コインロッカー	1回につき	10円